

幼保連携型認定こども園の実情と課題
—子ども・子育て支援新制度のスタートにあたって

The State of Affairs and Issues for the Merged Children's Facility "Kodomo-en" at the
Start of the Comprehensive Support System for Children and Child-Rearing

石倉 卓子 竹田 好美
ISHIKURA Takako TAKEDA Yoshimi

新制度のスタートにあたり、質の高い教育・保育の実現を目指すための基礎調査として、まず、全国の幼保連携型認定こども園7園を選定・訪問調査し、園の実情と課題を園長から聴取した。各園の取り組みの様子は様々だが、人数や年長児のための活動スペース確保、保育教諭の経歴や経験による保育内容や方法の違い、幼稚園と保育所の接続のあり方、地域のこども園数の格差、教材や園服についての調整等、多様な側面がみえてきた。また、具体的な保育の実情と課題を把握するために、幼稚園から移行した園に所属する保育教諭3名に対して、面接及び質問紙調査を行った。その結果、利用時間に伴う保育料金に対する意識や、預かり保育を計画的な保育時間としてとらえる意識の高まりを読み取ることができた。

キーワード：幼保連携型認定こども園 子ども・子育て支援新制度 実情と課題
保育教諭 質の高い教育・保育

I 研究の背景と目的

日本では、平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートした。平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立しており、すべての子どもたちに対する質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が第1の目標に掲げられている。そして、その達成の主たる手段とされているのが認定こども園の普及である。現在、どれだけ遊びの保障をしていくのかという教育・保育の中身のモニタリングと評価の重要性が高まっており、各国ではECEC（乳幼児期の教育とケア）^{注1)}に注目し始め、世界中が保育の質を重要視し、OECDが調査・提言を行うに至っている。わが国でも、質の高い幼児教育のための遊びの保障について、これまでの様々な研究成果や

新たな知見を得て緊急性をもって議論していく必要がある。

さて、平成 18 年から始まった認定こども園制度については、これまで様々な視点から研究がなされている。ベネッセ教育総合研究所（2009）は、研修の実情と課題について質問紙調査を行っており、園内外の研修に保育者を参加させる上での課題として、「日程の調整」「時間の確保」「代替職員の確保」を挙げ、9 割以上の回答者が「もっと保育者を園外研修に参加させたい」と考えている旨を報告している^{注2)}。また、カリキュラムについては、松井ら（2009）がエデュケアの概念からの検討を行い、子どもの姿を観察し、協議するプロセスにこそ価値があることを示唆しており¹⁾、越中ら（2013）はカリキュラムのあり方は喫緊の課題であり、認定数が伸び悩んでいる理由の一つとしてとらえている²⁾。日本政府は平成 20 年度中に 2000 程度の園が認定を受けることを目指していたが、平成 23 年からの認定こども園数の推移は表 1 の通りであり^{注3)}、平成 26 年度から平成 27 年度にかけてようやく倍増し、2000 件を超えた。

表 1 認定こども園数の推移（各年 4 月 1 日時点）

年度	認定こども園数	公私の内訳		類型別の内訳			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成 23 年	762	149	613	406	225	100	31
平成 24 年	909	181	728	486	272	121	30
平成 25 年	1, 099	220	879	595	316	155	33
平成 26 年	1, 360	252	1, 108	720	411	189	40
平成 27 年	2, 836	554	2, 282	1, 931	524	328	53

さらに、越中ら（2013）は、すべての保育者が互いに協議・討論する中で齟齬（幼保の違いを含む）を埋めつつ、外部の知的資源を活用しながら現前の子どもの姿に即したカリキュラム作成に向けて共に検討を重ねることの重要性を説いている³⁾。藤原（2013）は、子ども・子育て支援法や改正認定こども園法で定義した「保育」と現行の保育所保育指針における「保育」の定義の違いや、幼保連携型認定こども園で行う活動が、「子どもの活動は、保育と教育が一体となって行われるもの」と位置付けられている、学校教育法に基づく幼稚園教育要領と違う点に言及しており、制度上の課題も見え隠れしている⁴⁾。子育て支援の現状についても研究がなされ、人材と費用の面で課題が挙がっている⁵⁾。幼保連携型認定こども園は、学校としての位置付けとして公の性質を有し、教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行うこととなっているが^{注4)}、前述したような、保育・教育という言葉の意義についての共通理解、制度上の課題、カリキュラムや研修、子育て支援の課題などは、子ども・子育て支援新制度元年においても、絡んだ糸が解けないような、今だ、問題山積の感がある。

そこで、本研究では子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、幼保連携型認定こども園が目指す質の高い教育・保育の実現に向けて、保育現場に足を運び、その実情と課題をつかむこととした。認定こども園では、一般的に、子どもの数や施設・設備の変化、認定区分や利用時

間などの多様性により、日々運営努力が欠かせないと言われているが、幼保連携型認定こども園はどのようなのだろうか。現場の生の声を聞き、実際に園環境を見学しながら整理する機会としたい。

II 研究方法

平成 27 年に富山県、東京都、愛知県、福岡県、計 7 か所の幼保連携型認定こども園を訪問し、園長との面接法によって園の概要、園環境の特色、園運営の課題と工夫について聴取した。4 都県選定の理由は、調査地域の偏りをなくすと同時に今後かかわる連携研究者在住地のためである。また、より具体的な保育の実情と課題をとらえるために、富山県 G こども園において、平成 28 年 2 月 29 日（月）、幼稚園部担任 3 名を対象に、面接及び質問紙法により調査を行った。質問項目は全 8 項目で、項目内容はⅢ2（2）に記した。調査対象者については園長に一任した。

III 結果と考察

1. 各地域の運営上の実情と課題

見学した認定こども園は全て母体があるところからスタートしており、新たに建築・開園した園はゼロである。また、3園は平成27年4月の認定・開園であり、移行間もない状況であった。以下は園長にうかがった園の実情と課題である。訪問調査は主に土曜日であり、保育の様子については観察していない。なお、各自治体や園によって認定区分や施設名等の文言が異なっている点もあるが、各HPや要項等を参照し、そのまま転記することとした。

(1) A こども園（私立）

①園の概要

昭和 59 年 10 月に法人を起ち上げ、無認可から保育所型、そして平成 27 年 4 月に幼保連携型となった。定員は 200 名弱で、1 号認定約 80 名、2 号認定約 80 名、3 号認定約 40 名、職員数は約 30 名である。延長保育、一時保育、障害児保育、親子サークル等を実施しており、開園時間は 7:00-19:00 であり、保育時間は 1 号認定が 9:00-14:30、2・3 号認定標準時間が 7:00-18:00、短時間は 8:30-16:30 となっている。

②園環境の特色

法人として老人施設等を経営しており、行事等を通して子どもとの交流を行っている。幹線道路の付近にあり、2 つ園庭がある。道路を挟んだ園庭では運動会を行っており、果樹が木陰を作っている。敷地内にある園庭には、ケヤキの大木がある。畑の野菜作りを通して食の大切さを伝えており、乳児用の囲われた遊具コーナーもある。

③ 園運営の課題や工夫

幼稚園部はバスが主流であり、保護者の送迎があっても保育園部の保護者がポーチの間は、幼稚園部の保護者が物理的に中まで入ってこられないことがあり、玄関先の掲示を見る機会も少なく、連絡帳もない。幼稚園部も 16:30 までの教育時間となればよいと思うが、保育準備の時間の捻出、人件費の課題がある。行政間の連携もさらに必要だと感じている。

(2) B こども園（私立）

①園の概要

地域の幼稚園と保育園を統合し、平成 21 年に幼稚園型から出発したが、その後行政から

の協力体制が整わず、安心こども基金を利用して平成 26 年 10 月に幼保連携型となった。保育園部は約 90 名、幼稚園部は 300 名弱であり、12 クラスある。職員は主幹保育教諭、指導保育教諭を含め 44 名、保育教諭のうち非常勤は 5 分の 1 程度であり、保育士・幼免両取得者は約 9 割となっている。弁当は業者委託で運営している。

②園環境の特色

住宅街の中にあり、保育園舎と幼稚園舎は歩いて 5 分ほど離れている。保育園にも園庭はあるが時々幼稚園園庭に遊びに来る。幼稚園部は 12 クラスあるため、向かい合う園舎 2 棟に分けてクラスが設置されている。人数が多いため、園庭では遊ぶ時間をクラスごとに分けて設定している。

③園運営の課題や工夫

開園当初、幼稚園部と保育園部では、朝の自由遊びや給食後の過ごし方、言葉のかけ方などに大きな違いを感じたため、共通理解を図るよう心掛けた。また、昼寝をする子と帰宅する子がいるため、クラスで振り返りができず戸惑った。バス通園の子どももいるため、全員揃うのが 10:00 頃で、行事などがあればその後すぐに帰宅となる日もある。そのため、1 号認定の子どもについては、保育時間が短いと感じることもある。3 号認定の子どもの急な増員にはパートで対応している。人数が多いため、夏などは保育園でお茶を沸かして冷やし、幼稚園に運ぶ作業が大変である。

(3) C こども園 (公立)

①園の概要

平成 22 年 4 月 1 日、幼稚園・保育園を統合して平成 27 年 4 月に開園した。開園時間は 7:30-18:30、延長保育は 18:30-19:30、短時間児の保育時間は 9:00-15:00 となっており、定員は 200 名弱である。職員構成は、子育て支援担当主任・全体フリー・非常勤職員・臨時職員含めて 50 名弱で、給食業務と用務業務は業者に委託している。

②園環境の特色

伝統があり、地域に根差した園である。向かいに小学校があり、こども園の 2 階に小学校の体育館があるため、共同で使用できるようになっている。隣接したゲートボール場が園庭となり充実したが死角があり、遊びの継続が難しい。

③園運営の課題や工夫

職員数が多くなったため、園務分掌は負担減だが、抱えている問題を共有する工夫が必要である。保育カンファレンスを通して保育観を共有することに努めているが、行事については共有しやすい。各担当が自分の良いところを伸ばし、互いに尊重し合えるよう複数担任制にして組み合わせを工夫している。ローテーションで保育していくため、担当時間外でも保育が進んでいることを受け入れ、遊びの継続性を保つことが課題であるため、打ち合わせや情報伝達が重要である。保育については年長児の育ちを保障するための場所の確保が当面の課題だが、園内研究は継続的に取り組んでいる。

(4) D こども園 (私立)

①園の概要

幼稚園から移行した。保育園部を増設し、平成 25 年 4 月認定・開園となり、こども園に

なって3年目である。定員は360名で、2号認定は全体の1割程度である。新設した保育園部(3号認定)はさらにその約半数で、小規模保育に近い。先代から引き継いだ保育や園運営に対する保護者の理解が深く、経営上こども園にする必要はなかったが、様々なニーズに応じて保育する必要性を感じた。開園時間は7:00-18:15となっている。

②園環境の特色

幼稚園児が帰宅した後、2号認定の子どもをそのまま幼稚園で長時間保育することを避けるためにも家庭的施設を建築した。1階は0, 1, 2歳児の認可保育園となっており、2号認定の子どもは、朝、その施設の2階でゆっくり過ごしてから幼稚園に通い、また帰ってくるイメージで生活している。幼稚園舎2階の幼児クラスはオープンスペースとなっている。園庭には木製や金属の大型遊具、大木が数本あり、果樹も植えてある。さらに、園庭横には広い畑も完備している。

③園運営の課題や工夫

自治体から13時間開園するよう指導はあるが、20:15まで受け入れては家庭において親子で過ごす時間が保障されないことや、子どもの睡眠時間の確保ができないことから、延長料金を高めに設定し、保護者にはなるべく早い時刻に退社してもらえるよう、18:30全員帰宅を呼びかけている。1号認定の子どもが帰宅した後は、長時間保育の子どもたちが園庭を存分に使える。保育園と幼稚園を接続するための保育者を一人置いたため、保育につながりが出てきた。移行後も教育・保育内容は変更していない。一同が会することは難しいため、研修機会の持ち方が課題である。

(5) E こども園 (私立)

①園の概要

創立以来40年以上続く幼稚園であったが、平成22年から新園舎建設工事を始め、平成23年に移行した。地震から安全を守る補強工事の必要性もあったが、3~5歳児のための保育園を、との保護者の要望があり、園舎内に幼稚園と保育園を併設した。就労状況は厳しくチェックしている。家庭での時間を大切にもらうため、平日は19:00まで、土曜日は15:00までの開園としており、職員は約100名である。こども園の他に0, 1, 2歳児の保育園も同地域内で運営している。

②園環境の特色

子どもたちの動きが絵になるような園にしたい、という思いで、大きく開放的な窓と、暖かい日差しや風通し確保のためのトップライトを設置した。1階は幼稚園部の3歳児クラス、0, 1, 2歳児の保育室は静かな2階とし、満3歳児は2歳児クラスに入っている。また、混合4, 5歳クラスは3階で生活している。自然や環境を大切にする思いを育めるよう、園庭の中央には桜の大木を配し、段差のある空間や種類の違う土、太陽エネルギーを利用したトイレなどを設置した。泥遊びなど、今しかできない体験を大事にしている。その他、太陽光発電パネル、地中蓄熱式床暖房、地下水の利用、屋上緑化等も取り入れている。2階の屋外プールは園庭的要素として意識している。

③園運営の課題や工夫

制服は2歳児からあり、移行当初は認定区分で色を分けていたが、数年経って保育者の意

識が変わり、今は同色となった。保護者会としての活動は、こども園になってからはない。幼保の保護者が一度に会することが難しい実情もあるが、伝統ある幼稚園からの移行で園に対して信頼があるようである。保育園の保護者はわが子を伝統ある幼稚園に入園させたいという思いが伝わってくる。園庭では乳児と幼児の交流もあるが、基本的には時間帯を分けて遊んでいる。

(6) F こども園（公立）

①園の概要

平成26年から大規模工事を行い、向かい合う幼稚園と保育園を統合し、平成27年4月に認定・開園した。当自治体に認定こども園は1園のみである。正規の保育教諭については、幼稚園部が9名中5名、保育園部が9名中4名となっている。定員は180名で、1号認定の保育時間は9:00-14:00、2、3号認定の保育標準時間は7:00-18:00、保育短時間は8:30-16:30となっており、延長保育は19:00まで行っている。

②園環境の特色

小高い丘の上に位置する。旧保育園舎は0、1、2歳児用に改築し、旧幼稚園舎は3～5歳児用に整えた。両者ともかなり広い園庭があり、楠の大木が数本立っている。旧保育園の園庭は、面積、遊具の配置などを替え、乳児仕様に改善した。

③園運営の課題や工夫

保育教諭不足であり、ハローワークに求人を出している。自治体の財政が苦しいため、園の財政も苦しい。保育園で勤務していた5名が現在幼稚園に勤務しているが、おやつの流れやコップ・タオルの消毒等、衛生面における指導の違いを認識し、共有している段階である。自らつくり出す遊びや環境構成については、これまでの保育観を職員間で共有し、共通理解を図りながら指導をしているが、園内外の研修が不足している感がある。

(7) G こども園（私立）

①園の概要

大正11年に創立した幼稚園と、平成23年4月に設立した保育園を一体化し、移行した。1号認定の保育時間は9:00-14:30で平日の預かり保育は7:00-9:00及び14:30-19:00、土曜日は7:00-18:00となっている。平日における2、3号認定の保育時間は7:00-18:00で、19:00まで延長保育を行っており、小学生の預かり保育も行っている。

②園環境の特色

0、1、2歳児対象の保育園と幼稚園は離れており、歩いて5分程度である。保育園には乳児用の園庭があるが、時々幼稚園の園庭にも遊びに行く。園庭の土の感触や草花、桜、榎の木の木陰、遊具など、園庭の環境を重要視している。園舎内外での環境教育を大事にし、一人一人の快適な居場所づくりを心掛けている。

③園運営の課題や工夫

0、1、2歳児の生活を大切にしたいという思いで、幼稚園とは園舎を分けている。保育園も全て常勤にして幼稚園部と合同で研修体制を敷きたいという思いは強いが、パートが多いのが現実であるため、研修の工夫が必要である。保育がコマ切れにならないよう、保育の質を落とさないよう努力している。

2. 訪問調査に関する考察

話をうかがうにつれ、園運営のあり方が保育に影響を与えていると感じることが多くあった。例えば、保育所経験の長い保育教諭、幼稚園経験の長い保育教諭など、経歴や経験によって子どもの生活や遊びへの援助の仕方が異なるという返答が多かったため、移行間もない認定こども園では、保育教諭の様々な保育観により子どもの経験する内容も変化していることが推察された。保育全般をみると、生活面では年長児の午睡や衛生面の基準、おやつをいただくまでの流れ、遊びでは「自ら」「継続性」という側面に大きな隔たりや発見があり、戸惑いはありながらも共通理解を図って進もうとする姿勢が強く伝わってきた。また、保育の質を落とさない運営努力をしている園では、幼保をつなぐ人員を確保しており、園によっては、自治体に一つしか認定こども園がないため、保育についても他の自治体に相談するしかないという実情もあった。移行当初の保護者の反応については、特に1号認定と2号認定に関する教材や園服の購入について、また、園生活の仕方や経験内容についての様々な意見があったようだが、それぞれの園の工夫で乗り越えている点も象徴的であった。特に幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設であるため、教育の基礎を培うための土台として園の方針や運営の仕方が大きくかかわってくることを念頭に入れておきたい。ともかくも、保護者の仕事の都合で子どもの環境が変わらないことにメリットを感じている園長が多かったように思われる。なお、保護者の就労増加が保育教諭不足の要因の一つであることが新たに分かった。

3. 保育教諭の保育に対する意識についての実情と課題

各地域の様々な実情や課題を整理してきたが、幼保連携型認定こども園が目指す質の高い教育・保育についてより深く考察するためには、具体的な保育の実情と課題を知る必要があるため、保育に対する保育教諭の意識を実際に探ることにした。

(1) 調査方法と対象園選定の理由

ここでは、Gこども園（幼稚園部）の担任3名を対象に、面接及び質問紙法により調査を行うこととした。本園は、保育目標として遊びを重要視しており、園庭での教育・保育にも熱心である。また、今後、遊びの質を保障する園庭環境について共同研究を行う協力園でもあることから対象園として選定した。調査目的・内容は事前に園長に伝え、人選を一任した。調査対象となった保育教諭は、それぞれ年中児A担任（6年目）、年長児B担任（4年目）、年長児C担任（5年目）で、全クラス1人担任制である。調査日は平成28年2月29日（月）、時間帯は15:30-16:30、調査場所は同園職員室とした。

(2) 調査内容

質問項目は全8項目で、①認定こども園になる前は幼稚園に勤めていたか、勤めていた場合はどのような違いを感じているか、②保育所に勤めていたことはあるか、ある場合はどのような違いを感じているか、③1号認定・2号認定の子どもを混合クラスで保育するときの良さ、課題、工夫点は何か、④1号認定の子どもが帰宅した後、2号認定の子どもにどのような保育を行っているか、⑤土曜日の預かり保育での配慮点は何か、⑥7:00から、または19:00までいる子どもへの配慮点や保育はどのようなものか、⑦4時間の教育時間（コアな時間）では、どのような保育を行っているのか、⑧クラス内での2号認定の子どもは何名か、という内容である。

(3) 調査結果

質問紙調査の結果はそのまま転記した(表2)。保育教諭が質問紙に記入する際、不明な点があれば随時説明し、また、記入内容に不明な点があれば逆にその意味を確認し追記した。

表2 Gこども園における保育教諭(幼稚園部担任)の意識

No.	質問内容要旨	A担任(年中児20名)	B担任(年長児21名)	C担任(年長児21名)
①	幼稚園での経験と保育の違い	経験有り。2年間同幼稚園で勤務。0, 1, 2歳児の子どものかかわりが増えた分、気付きも多く、声のかけ方など、援助の仕方の幅が広がった。預かり保育の担当が複数になった。	経験無し。平成24年に採用。保育料金が関係するようになったため、一人一人のお迎えの時刻を気にするようになった。担当が一人一人の帰宅時刻等を1週間単位で記録している。	経験無し。平成23年設立とともに採用。利用時間が一人一人違うため、保育の内容よりも1号認定、2号認定を気にするようになった。
②	保育園での経験と保育の違い	経験無し	経験無し	経験無し
③	混合クラスの良さ・課題・工夫点	今までとあまり変わらず預かり保育ができています。どの子どもも様々な経験ができるよう、一人一人の力を伸ばせるよう、子どもをよく見るようにし、質の良い保育を目指している。	今までと変わらず預かり保育ができています。	これまでの預かり保育と変わらない。特に今までと変わらず、朝と帰りの会を一緒にするようにしている。
④	2号認定の夕方からの保育	積み木やお絵かき、ブロック、粘土、絵本などのコーナー遊びや遊戯室でのボール遊びや積み木遊び。晴れた日は園庭で遊ぶ。一日の片付けも行っている。預かり保育の人数が増えたのでグループ別に活動している。	積み木や粘土、お絵かき、パズルなどのコーナー遊びや、遊戯室での遊び、外遊びなど。担当する先生も多くなった。18:00以降には子どもがいないこともある。	積み木や粘土、お絵かき、パズルなどのコーナーでの自由遊びや遊戯室での遊び、外遊びなど。担当の先生が工夫して保育内容を決めており、全員でゲームをすることもある。
⑤	土曜日の保育における配慮点	いつもとは違う環境だが、楽しんで登園できるようにしている。	1~10名程度の子どもを2人体制で保育し、ゆったりと過ごせるよう意識している。	ただ預かるのではなく、土曜日にも楽しい!という雰囲気を作るよう努力している。
⑥	延長保育の内容と配慮点	延長の時間も楽しく過ごせるように、不安な気持ちにならないよう寄り添うように援助している。	静かな遊びが主。子どもの人数が1, 2名と少なくなってきたとき、寂しくならないように配慮している。	7:30~19:00までいる子どもへの配慮を心掛けている。
⑦	教育時間4時間の保育内容と配慮点 (※1~2月の保育を意識して)	「今日も始まるぞ」という勢いを大事にし、行事に向けて活動を行ったり、季節に合った壁面を作ったりしている。一人一人をよく見るようにしている。	この活動内容を主に考えながら日々の保育を行っている。行事に向けての活動(すもう、音楽会、ボール遊び、まめまき他)や季節を感じられる活動、集団でできるような活動、年長児ならではの活動(グループ活動、集中できる活動)を意識している。	この時期は外遊びが少ない分、体をよく動かす活動をする、就学に向けて基本的な生活習慣を見直す、行事に向けての活動を行っている。友達とのかかわりを広げるよう、クラスの友達との協同的な遊びを取り入れている。
⑧	2号認定の数	9名	8名	7名

(3) 調査結果に関する考察

幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行していることもあつてか、これまでと保育の流れがあまり変わらず、混乱もないことがわかる。幼稚園であった時も教育時間の教育・保育や預かり保育は行われていたためだと思われる。ただ、幼稚園の時と比べて、2号認定の子どもは少ないながらも倍増しており、1号認定の子どもが帰宅した後の保育時間では、ゲームなどの集団遊びやグループ活動が生まれている。15:00-16:30の時間帯には年齢混合の保育内容を考える担当もおり、これまでの預かり保育という意識から2号認定の子どもに対する計画的な保育時間であるという意識が伝わってくる。ただ、記述を見ると、預かり保育と延長保育のとらえが曖昧であることが感じ取られ、幼稚園教諭だった名残が垣間見られた。

また、混乱はないまでも、保育を行う上で一番意識が変わっている点は利用時間に伴う保育料金の視点であった。預かり保育担当者が分刻みで記録している記録用紙を見せていただいたが、園長によれば、幼稚園から出発している園のため、記録はするが秒単位での細かな作業は行っていないとのことであった。この作業をあまりにも綿密に行っていくと、肝心の保育に集中できないのではないかと危惧があるように思われた。

IV まとめ

子ども・子育て支援新制度が目指すものは、子どもの最善の利益であり、家庭の責任のもと、幼児教育・保育・子育てへの社会的支援を充実させることである。さらに、人生の土台を築く乳幼児期に教育の質を高めること、保育を必要とするすべての子どもに適切な保育の場を用意すること、少子化が進む中で、適切な規模の子ども集団での教育を可能にすることである。しかし、これらは全くの目新しいテーマではないはずである。園運営はシステム的に複雑性を増し、課題は解決の途上、経営は一進一退、という実情はあるが、これら移行期の山坂をなんとか乗り越え、これまで幼稚園や保育所が積み上げてきた保育者たちの実践知を、新制度の下でも十二分に生かしていけるよう、日々確かな教育・保育をチーム力で拓いていくことが望まれる。

今後は、3歳児クラスや0, 1, 2歳児クラス、保育所から移行した場合など、様々なケースの実情や課題を探りながらも、本研究で得られた調査結果を踏まえ、幼保連携型認定こども園の眼目である「遊びを中心とした豊かな生活」「環境を通じた教育及び保育」を展開できるよう、教育・保育に深くかかわる遊びの質の保障について考えていきたい。

30年以上前から、質の高い乳幼児教育・保育に幼・保の垣根を超えて取り組んできた安家(2016)は、同年齢の子どもと生身でぶつかり合うことの経験に乏しい「子どもをしらない子ども」が多く存在することに警鐘を鳴らしている⁶⁾。歩みが始まった新制度の中に生まれつつある、子ども自身の実情や課題にもしっかりと目を向けることが肝要であろう。

※ 本稿は、学術研究助成基金助成〔基盤研究(C)研究課題番号15K01778〕「認定こども園における遊びの質を保障する園庭環境評価規準(幼児版)の試案作成」のための基礎研究である。

注

- 注 1) Early Childhood Education and Care の略。秋田喜代美氏（東京大学大学院教育学研究科教授）は、日本での第 1 回 ECEC 研究会（2013）において、世界各国が ECEC 分野への投資増大路線にあるにもかかわらず、日本は公費投入が少なく、ECEC の重要性が広く理解されるためには言説とエビデンスが重要、と主張している。
- 注 2) 2009 年 11 月文部科学省委託事業「幼児教育の改善・充実調査研究」。都道府県、政令指定都市、中核市、認定こども園のある市区町村（307 自治体）の、幼稚園・保育所・認定こども園の保育者研修を担当する部署の職員対象、郵送法による自記式アンケート（郵送により配布・回収）。<http://berd.benesse.jp/>（2016.2.29 情報取得）
- 注 3) 平成 27 年 5 月 8 日の内閣府 子ども・子育て本部報道発表。平成 27 年 4 月 1 日現在の認定こども園数については、認定こども園へ移行した施設の内訳として、幼稚園 639 か所、保育所 1,047 か所、認可外施設 38 か所、認定こども園として新規開園したものが 16 か所となっている。複数の施設が 1 つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 128 か所、廃園した認定こども園が 2 か所ある。
- 注 4) 平成 24 年 8 月 31 日の内閣府公布通知。幼保連携型認定こども園は学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法とは別に認定こども園法を根拠とし、学校教育と保育双方の水準を保障する規定を整備している。認定こども園法では、教育基本法第 6 条に基づく「法律に定める学校」とされ、教育の目標が達成されるよう体系的な教育を組織的に行うよう定められている。また、幼稚園と同等の法的位置づけとなるよう、「学校」に係る規制や特例等についても適用され担保されている。なお、児童福祉施設の定義規定（児童福祉法第 7 条第 1 項）は改正され、幼保連携型認定こども園が追加されている。

引用文献

- 1) 松井剛太他(2009). 認定こども園のカリキュラムに関する課題と展望-エデュケア(educare)の概念からの検討.幼年教育研究年報.第 31 巻.19
- 2) 越中康治他(2013). 認定こども園におけるカリキュラムの現状と今後の展望.幼年教育研究年報.第 35 巻.27
- 3) 上掲 3) .35
- 4) 藤原辰志(2013) 子ども・子育て新システムの問題点― 幼保一体化政策「関連三法」について―.愛知江南短期大学紀要.第 42 号.45-49
- 5) 青井夕貴・石川昭義・西村重稀(2011) 認定こども園における子育て支援の現状.仁愛女子短期大学研究紀要. 第 43 号.33-39
- 6) 安家周一(2016) 新制度 1 年目に思うこと～保育の今、そして未来.月刊 保育とカリキュラム.ひかりのくに.3 月号.58